



# 長野県報

8月12日(月)  
平成25年  
(2013年)  
第2496号

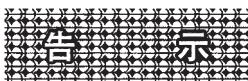
## 目 次

### 告 示

身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障害者支援課）	1
身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称の変更（障害者支援課）	2
児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の事業の廃止の届出（障害者支援課）	3
基本測量の実施（建設政策課）	3
平成26年度長野県立高等学校入学者選抜要綱の制定（高校教育課）	3
平成17年長野県人事委員会告示第2号（長野県個人情報保護条例第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報）の一部改正（人事委員会事務局）	3

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（2件）（県民協働・NPO課）	4
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（6件）（県民協働・NPO課）	4
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（経営支援課）	6
採石業務管理者試験の実施（河川課）	6
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	6
総合評価一般競争入札（義務教育課）	7



### 長野県告示第433号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

平成25年8月12日

長野県知事 阿部 守一

氏 名	診断に当たる障害別	診療を行う医療機関の所在地及び名称
清澤 研道	肝臓	松本市城西1-5-16 社会医療法人城西医療財団 城西病院
土屋 篤嗣	肢体不自由	北佐久郡御代田町大字御代田4107-40 医療法人社団 御代田中央記念病院
福澤 俊昭	心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸 肝臓	松本市巾上9-26 医療法人社団中信勤労者医療協会 松本協立病院
小林 正経	音声・言語 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸 肝臓	松本市巾上9-26 医療法人社団中信勤労者医療協会 松本協立病院

富田 礼花	肢体不自由	松本市巾上9-26 医療法人社団中信労者医療協会 松本協立病院
笠井 宏樹	心臓 腎臓	松本市村井町南2-20-30 独立行政法人国立病院機構 まつもと医療センター松本病院
越川 めぐみ	心臓 腎臓	松本市村井町南2-20-30 独立行政法人国立病院機構 まつもと医療センター松本病院
谷 鎮礼	呼吸器	松本市本庄2-5-1 社会医療法人財団慈泉会 相澤病院
高木 宏明	音声・言語 肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸	茅野市玉川4300 諏訪中央病院
伊藤 裕司	音声・言語 肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸	茅野市玉川4300 諏訪中央病院
牛木 淳人	呼吸器 免疫	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
佐々木 学	音声・言語 ぼうこう又は直腸	茅野市玉川4300 諏訪中央病院
山本 ひとみ	そしゃく	飯田市鼎中平1936 健和会病院
清水 由美子	視覚	駒ヶ根市赤穂3230 昭和伊南総合病院
下平 浩揮	肢体不自由	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院

障害者支援課

## 長野県告示第434号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になりました。

平成25年8月12日

長野県知事 阿部 守一

氏名	変更前の医療機関の所在地及び名称	変更後の医療機関の所在地及び名称
佐々木 学	下伊那郡壳木村695 壳木村国保診療所	茅野市玉川4300 諏訪中央病院
村上 博則	上田市鹿教湯温泉1308 長野県厚生農業協同組合連合会 鹿教湯三才山リハビリテーションセンター	中野市西1-5-63 長野県厚生農業協同組合連合会 北信総合病院
田中 学	松本市寿豊丘811 独立行政法人国立病院機構 まつもと医療センター中信松本病院	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院

藤田 研也	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院	安曇野市豊科3100 長野県立こども病院
高橋 嗣明	中野市西1-5-63 長野県厚生農業協同組合連合会 北信総合病院	中野市吉田890-1 たかはしクリニック
高原 健治	上伊那郡南箕輪村5586-2 高原医院	上伊那郡南箕輪村5586-2 医療法人 高原医院
唐澤 光治	飯田市八幡町438 飯田市立病院	飯田市大通1-15 社会医療法人栗山会 飯田病院
谷川 浩隆	池田町池田3207-1 長野県厚生農業協同組合連合会 安曇総合病院	松本市里山辺12090-1 谷川整形外科クリニック

障害者支援課

**長野県告示第435号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者から当該指定に係る事業を廃止する旨の届出がありました。

平成25年8月12日

長野県知事 阿部 守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日	障害児通所支援の種類
社会福祉法人博悠会	フランセーズ悠児童デイサービスセンター	長野市吉田4-19-3	平成25年3月31日	児童発達支援 放課後等デイサービス

障害者支援課

**長野県告示第436号**

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定による基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成25年8月12日

長野県知事 阿部 守一

## 1 作業種類

基本測量（三角点標高改定のための三角点改側作業）

## 2 作業期間

平成25年8月26日から平成25年9月20日まで

## 3 作業地域

松本市、上田市、飯田市、諏訪市、伊那市、大町市、茅野市、佐久市、安曇野市、南佐久郡小海町・佐久穂町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村、北佐久郡立科町、小県郡長和町、諏訪郡富士見町・原村、上伊那郡辰野町・箕輪町、下伊那郡高森町・阿南町・阿智村・根羽村・豊丘村、木曾郡上松町・南木曾町・木曾町・王滝村・大桑村、北安曇郡池田町・松川村

建設政策課

**長野県教育委員会告示第8号**

平成26年度長野県立高等学校入学者選抜要綱を次のとおり定めました。

平成25年8月12日

長野県教育委員会

## 1 要綱の名称

平成26年度長野県立高等学校入学者選抜要綱

## 2 要綱の内容

要綱の内容は、長野県教育委員会のホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/kenkyoi/>）に掲載しました。

高校教育課

**長野県人事委員会告示第1号**

平成17年長野県人事委員会告示第2号（長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報）の一部を次のように改正し、平成25年8月6日以降に合否を発表する試験に係る記録情報から適用します。

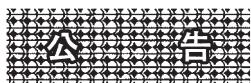
平成25年8月12日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

表の長野県警察官採用試験（A）の項中

- 「 1 第1次試験（教養試験）の点数及びその順位 」を  
 「 1 第1次試験に係る以下の記録情報  
 (1) 教養試験及び専門試験の点数  
 (2) 合計点  
 (3) 合計点の順位（不合格者を含む。）  
 (4) 合格者の順位 」に改める。

人事委員会事務局



## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年8月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日  
 平成25年7月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
 特定非営利活動法人中信ヘルスケアネットワーク
- 3 代表者の氏名  
 久保田 嘉信
- 4 主たる事務所の所在地  
 松本市本庄二丁目4番1号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、長野県の中信地域および周辺地域の住民に対して、疾病の予防と疾病的重症化を防ぐため、公共性、公益性の高い保健・医療・介護福祉に関する情報ネットワークを構築しその運営・管理を担当する。

個人情報の保護等に万全の体制を整備した上、行政機関や地域の医療機関との情報ネットワークを共有して切れ目のない連携を強めることで、地域住民が安心して継続的な医療を受けられる基盤を整え、保健・医療・福祉の効率化を進め医療費を減少させ、災害時の医療基盤を整備することを目的とする。

県民協働・NPO課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年8月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日  
 平成25年8月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
 特定非営利活動法人チャイルドライン佐久
- 3 代表者の氏名  
 鷹野 禮子
- 4 主たる事務所の所在地  
 佐久市岩村田1180-10
- 5 定款に記載された目的  
 この法人は、悩みをもつ子どもたちの声を受けとめ、自立を助けるヘルpline「子どものための電話」に関する事業を行い、子どもの健全な成長に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年8月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日  
 平成25年7月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
 特定非営利活動法人ケ・セラ
- 3 代表者の氏名  
 中西 博
- 4 主たる事務所の所在地  
 松本市村井町西1丁目5番18号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害者が地域で自立生活できる社会の実現を図るために、知的障害者を主とした障害者自らの音楽活動や他の分野の芸術活動を通じての障害者自立支援事業や障害者が暮らしやすい街作りに関する事業を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年8月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日  
 平成25年7月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
 特定非営利活動法人H I R O • 3 • C O P A I N
- 3 代表者の氏名